

令和6年度東京都立高等学校等給付型奨学金の申請について

制度の概要

- 給付型奨学金は、学校で行う実力テスト、各種検定試験、学校行事（修学旅行含む）等に充てられる経費を、保護者の所得に応じて東京都が給付する制度です。（所得の認定基準は就学支援金とは異なります。）
- 給付金は学校に対して支給され、学校が当該経費を支払います。
- **保護者や生徒が直接金銭を受け取るものではありません**のでご注意ください。
- その他、制度の詳細については、別紙「令和6年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」（リーフレット）をご確認ください。

申請方法

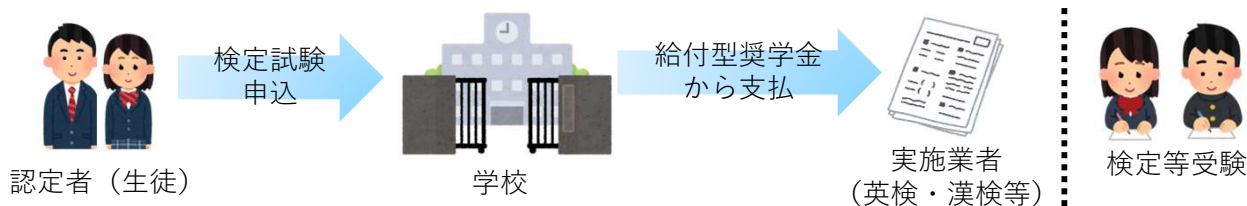
- 1 提出期限に余裕を持って、申請書類を経営企画室窓口で受領
※認定の可能性が高いご家庭には、**2月13日（火）頃に申請書類を郵送します。**
郵送にて受領したご家庭は、**経営企画室で書類を受領する必要はありません。**
- 2 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書（黄色用紙）に記入・押印
※本申請は令和6年度（次年度）分となりますのでご注意ください。
※追加で課税証明書等のご提出をお願いする場合があります。ご承知おきください。
- 3 いずれかの方法で書類を提出
(1) 東京都立光丘高等学校経営企画室へ持参（生徒でも可）
(2) 以下の問合せ先に郵送（簡易書留またはレターパックプラス）

申請書類の提出期限

- **令和6年3月8日（金）17時まで ※厳守**

制度の利用方法

- **学年全員が必須で受験・参加する事業の場合実力テストや修学旅行等）**
積立金の代わりに給付型奨学金から支払われます。
- **任意で申込む事業の場合（英語検定、漢字検定、書写検定、模擬試験等）**
申請時に提出いただいた利用申請書で申請した事業の場合、通常どおり検定の申込を担当教員に行ってください。検定費用の支払は学校が行います。
- 利用申請書で申請していない事業でも、対象事業になっているもので、認定限度額内であれば給付型奨学金の利用が可能です。その際は経営企画室までご相談ください。



【問合せ先】

〒179-0071 東京都練馬区旭町2-1-35
東京都立光丘高等学校 経営企画室
電話 03-3977-1501